

鳥取県地域自立支援協議会 相談支援部会	
第2回(R1.8.27)	資料2

相談支援体制の充実に向けた課題について

相談支援部会の役割(ミッション)

1. 市町村(または圏域)が実施する地域自立支援協議会及び、相談支援体制の現状や情報を共有し、全県的なネットワークを構築する。
2. 県内それぞれの地域において基本相談を基盤とした本人中心の相談支援が実践されるよう、個々の相談支援の質の向上を図るための方策を検討する。
3. その他、県内の地域自立支援協議会及び、相談支援体制の整備に関する課題等を共有し、県全体の底上げを図るための必要な取り組みを検討する。

相談支援体制の充実に向けた課題

課題1 基幹相談支援センターの体制強化

課題2 モニタリングの検証方法

課題3 セルフプランの解消

課題4 相談支援専門員の質の向上



三層構造による相談支援体制の強化充実を推進

課題1 基幹相談支援センターの体制強化

<現状>

○本年4月に米子市に基幹相談支援センターが設置されたことにより、県内の基幹相談支援センターは東部(鳥取市)・中部(倉吉市)・西部(米子市)にそれぞれ1施設ずつとなった。

<課題>

○本県の基幹相談支援センターは、定期的な情報交換の機会がなく、各センターで独自に事業が行われているため、

- ・地域の相談支援体制整備をどのように行っていくのか
- ・市町村とどのように連携していくのか

等について、ばらつきが生じないように、基幹相談支援センター及び市町村職員との間で課題・情報の共有が必要ではないか、といった意見がある。

○未設置市町村では、今後の対応を確認する必要がある。

【参考】重層的な相談支援体制(国資料)

＜第3層＞

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

＜第2層＞

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

＜第1層＞

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

【参考】基幹相談支援センターの概要

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、

- ①地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業
 - ②障害者の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと、障害者の相談に応じ、その生活の実情、環境等を調査し、更正援護の必要の有無及び種類を判断し、本人に対して、直接に、又は間接に、社会的更正の方途を指導すること並びにこれに付随する業務を行うこと。
- を業務を総合的に行うことを目的とする施設として位置付け。

(障害者総合支援法 77条の2)

<平成31年度 障害保健福祉関係主管課長会議資料より>

「基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行うことも期待されており、設置していない市町村においては、地域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。」

【参考】本県の基幹相談支援センターの状況

基幹相談支援センター	市町村	職員数	基幹相談支援センターの機能・業務 (業務割合が高い順)	関わりの多い連携機関 (3つまで)
鳥取市基幹相談支援センター	鳥取市	2人	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・専門的な相談支援の実施 ○地域の相談支援体制の強化の取組 ○権利擁護・虐待の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○生活困窮者自立相談支援機関 ○法テラスなどの司法関係
中部障がい者地域生活支援センター	倉吉市 湯梨浜町 三朝町 北栄町 琴浦町	1人	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・専門的な相談支援の実施 ○地域の相談支援体制の強化の取組 ○権利擁護・虐待の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センター ○障害福祉担当課以外の行政窓口 ○保健所
米子市障がい者基幹相談支援センター	米子市	2.5人	<ul style="list-style-type: none"> ○総合的・専門的な相談支援の実施 ○地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ○地域移行・地域定着促進の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ○委託相談、計画相談支援事業所 ○精神科病院 ○地域包括支援センター

※公益社団法人日本社会福祉士会調査(平成30年11月実施)等より

課題2 モニタリングの検証方法

<現状>

○平成30年度報酬改定にあわせ、相談支援事業所がモニタリング結果を市町村に報告し、市町村はその内容の検証を行うことが望ましいという国通知が発出された。

【平成30年3月 厚生労働省障害福祉課長通知】

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるため、以下の取組等を行うことが望ましい。

- ① 各相談支援事業所がモニタリングを実施した場合は、その結果について市町村に対して報告を行う。
- ② 市町村は、報告を受けたモニタリング結果を抽出し、事例検討等により内容の検証を行う。

なお、検証については基幹相談支援センター等に委託することで実施することでも差し支えない。

また、検証による効果を高めるため、どのような観点で検証する事例を抽出するか、検証結果等をどのような形で各相談支援事業所等へ還元するのか、といった点について、予め決定しておくことが望ましい。

<課題>

○県内の市町村では、「検証する時間がとれない」、「どのように検証を行ってよいかわからない」といった理由で検証を行っていない市町村があるため、実際に検証する場合に、参考となる事例や資料の提示を県自立協で検討できないか、といった意見がある。

【参考】市町村における検証状況

検証状況	市町村数	実施主体、実施内容等
有	4	智頭町:職員が、把握している状況と乖離がないか検証 (事例検討はしていない) 湯梨浜町:職員が、サービスの種類、量が適切かどうか点検 三朝町:内容確認にとどまる 琴浦町:職員が、モニタリング結果を検証し、必要時に相談支援事業所に確認や助言、対応方法の検討を実施
無	15	鳥取市、米子市において検討中
合計	19	

※市町村照会(令和元年7月実施)より

【参考】

サービス等利用計画の評価指標に関する調査研究(日本相談支援専門員協会 作成)

＜サービス等利用計画の評価の視点＞

- ①エンパワメント、アドボカシーの視点
- ②総合的な生活支援の視点
- ③ニーズに基づく支援の視点
- ④連携・チーム支援の視点
- ⑤中立・公平な視点
- ⑥生活の質の向上の視点

【参考】モニタリング様式

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号			
計画作成日		モニタリング実施日		利用者同意署名欄	

総合的な援助の方針	全体の状況

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	週間計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	
6							有・無	有・無	有・無	10

【参考】モニタリング実施標準期間の見直し時期

○ 平成30年度報酬改定において新たに示すモニタリング実施標準期間の適用時期については、以下の通り。

対象者		旧基準	見直し後	
			30年度～	31年度～
新規サービス利用者		1月間 ※利用開始から3月のみ	1月間 ※利用開始から3月のみ	
在宅の障害児通所支援等	集中的支援が必要な者	1月間	1月間	
	【新サービス】 就労定着支援、自立生活援助、 日中サービス支援型共同生活援助	—	3月間	
	居宅介護、行動援護、同行援護、 重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、 自立訓練	6月間	6月間	3月間
	生活介護、就労継続支援、共同生活援助 (日中支援型を除く)、地域移行支援、 地域定着支援、障害児通所支援	6月間	6月間	6月間 ※65歳以上で介護保険の ケアマネジメントを 受けていない者は3月間
【施設入所等】障害者支援施設、のぞみの園、 療養介護入所者、重度障害者等包括支援		1年間	6月間	

※ 現に計画作成済みの対象者については、各見直し時期以降に計画再作成（又は変更）を行うまでは、なお従前の例による。

課題3 セルフプランの解消

<現状>

○セルフプランについては、従来より、「障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針が示されているところ。

【平成30年3月 厚生労働省障害福祉課長通知】

各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1)セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。
- 2)計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。

<課題>

○本県においても一部市町において一定数のセルフプランが生じているところであり、市町村に対して改めて周知を行うとともに、定期的な報告など、本部会において継続的に状況把握を行う必要がある。

【参考】市町村における状況

理由	セルフプラン作成者(者)	セルフプラン作成者(児)
申請者(又は保護者)が希望している	65 人	27 人
身近な地域に指定特定相談支援事業者がない	3 人	4 人
その他 (相談支援事業者の新規受け入れが困難なため)	人	4 人

<p>方策(申請者への説明や意向の聞き取り等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業者へ受入状況を随時確認し、新規の利用受け入れが可能となった段階で、随時受け入れをしていただく。 ○相談支援事業所に新規の依頼をする。
<p>解消時期の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後一年間 等

※市町村照会(令和元年7月実施)より

課題4 相談支援専門員の質の向上について

<現状>

○相談支援専門員の質の向上については、県における各種研修のほか、各圏域や市町村において研修や事例検討、OJT等が取り組まれているところ。

<課題>

○相談支援専門員の質についてばらつきがあるのではないかと、いった意見が依然としてあり、県、圏域、市町村では、現行の取組みについて継続した見直しを図り、バージョンアップしていく必要がある。

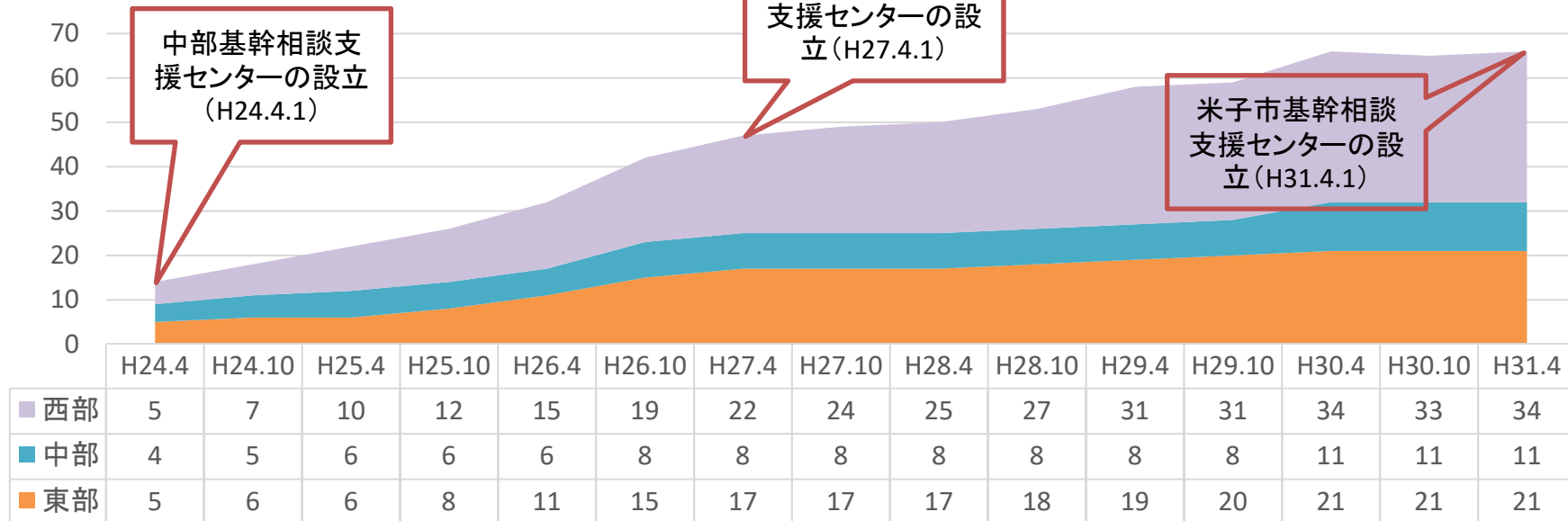
○また、その見直しにあたっては、現在各相談支援専門員が直面している課題や求めているニーズ等を県、圏域、市町村が改めて共有すべきではないかと、この意見がある。

【参考】市町村・圏域における状況

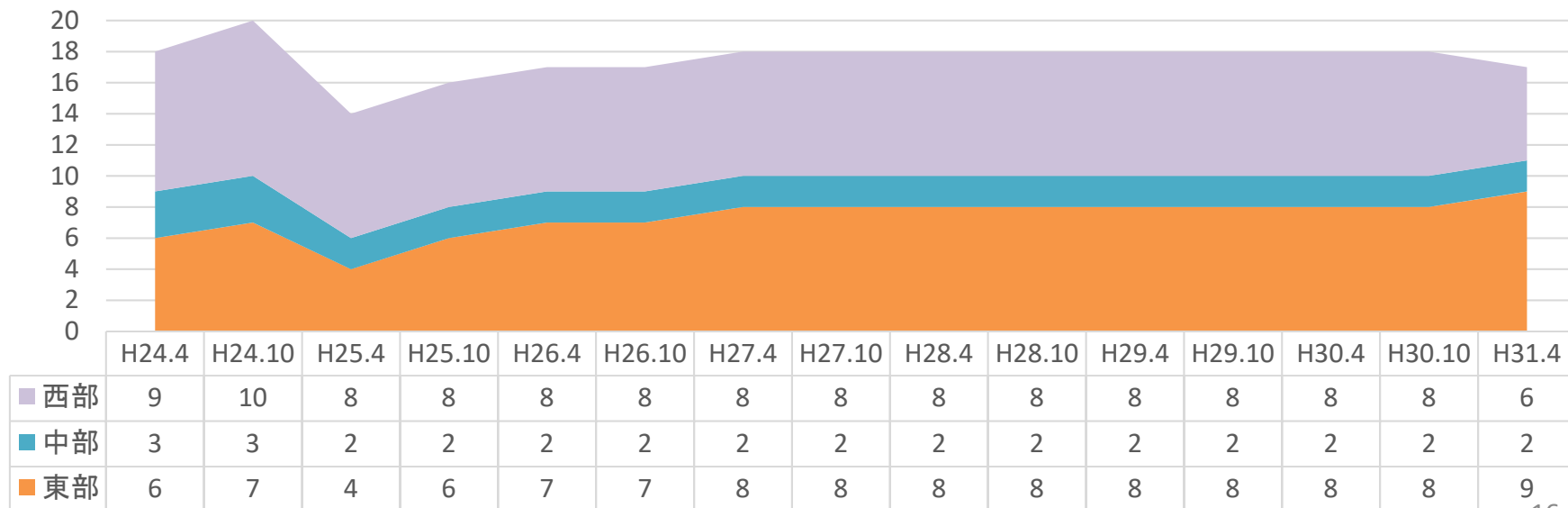
実施市町村数		具体的内容
19	相談支援事業所の定期的な集まり(部会、連絡会)を実施	<p>【圏域の自立支援協議会の部会で実施】</p> <p>鳥取市:毎月、課題の把握検討・情報共有・個別支援会議 等 東部4町:毎月～2か月に1回程度、情報共有・事例検討 中部:年数回、連携・質の向上等 西部:毎月、制度等の情報交換・事例検討・計画作成の進捗状況報告・受託件数報告 等 日野郡:2か月に1回程度、福祉担当者と事業所の代表者が地域課題検討を協議</p>
4	相談支援専門員を対象とした研修(OJT含む)を実施	<p>【鳥取市】</p> <p>年2～3回、相談支援部会において、相談支援専門員の資質向上を目的として、実施(H30は就業家庭学科の紹介(県立盲学校)、債務保証制度(県住まいまちづくり課)など)</p> <p>【西部自立協】</p> <p>1年に1回(4日間)、相談支援の充実を図るための研修会(地域の相談支援事業者の人材育成の支援として、制度理解、アセスメント・モニタリングの手法、エンパワメント支援)を実施</p>
2	その他の取組	<p>【鳥取市】</p> <p>鳥取市相談支援従事者研修 「障害者虐待防止と相談支援専門員の役割」など</p> <p>【米子市】</p> <p>新規相談支援事業所に対するOJT</p>

【参考】本県の事業所数

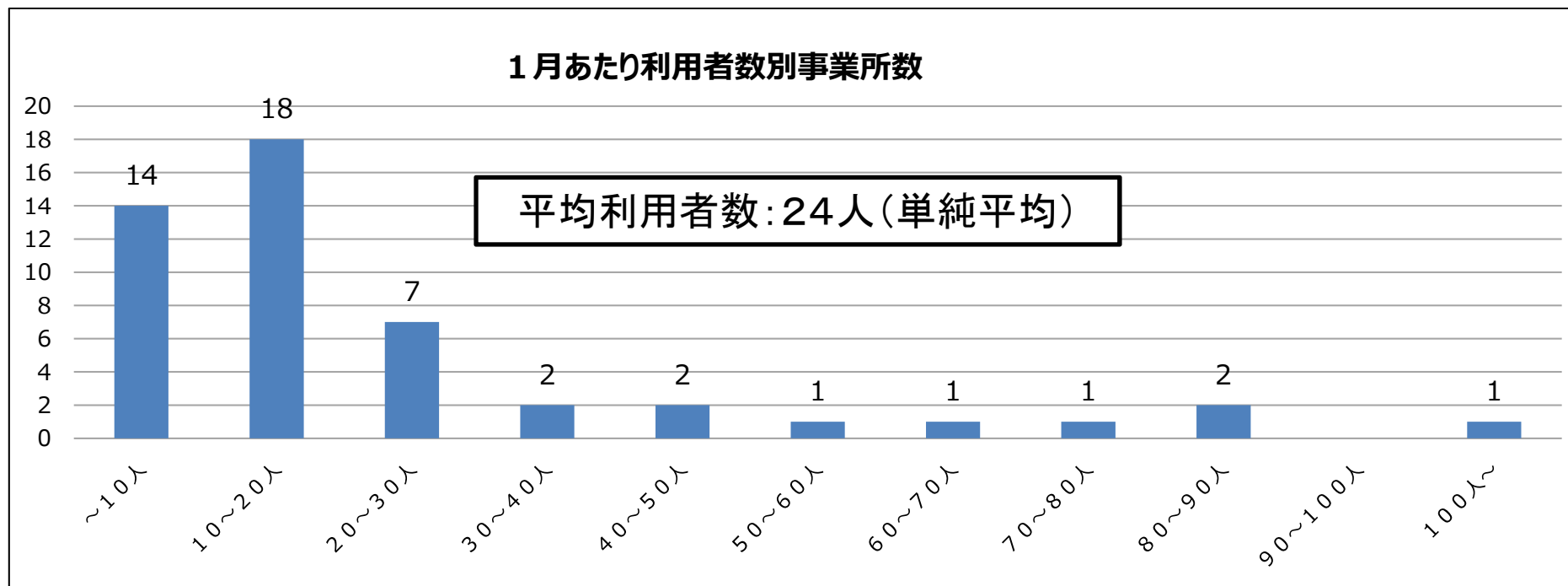
計画相談事業所数の推移



一般相談事業所数の推移



【参考】1月あたり利用者数、加算取得状況



※平成31年2~4月の3月平均した数字(国保連データ)

主な加算の種類と取得状況

区分	要件	単位数	事業所数
特定事業所加算	I 相談支援専門員を4名以上 主任相談支援専門員1名以上 等	500	1
	II 相談支援専門員を4名以上 等	400	1
	III 相談支援専門員を3名以上 等	300	5
	IV 相談支援専門員を2名以上 等	150	8
行動障害支援体制加算	所定の研修を修了した者を1名以上 その者を配置している旨を公表	35	15
要医療児者支援体制加算		35	10
精神障害者支援体制加算		35	17

※平成31年4月の報酬状況(国保連データ)